

# 平成 31 年度 監査 計画

# 平成 31 年度監査計画

近年、地方分権が進められ自治体の権限と責任が高まる中で、国は自治体のガバナンスを監査で支えていく考え方で法整備を進めており、内部統制ガイドライン、監査指針（監査基準、実施要領）の取りまとめを平成 30 年度中を目処に進めている。これらに対応していくとともに、自治体が市民に対する説明責任を果たす一環として、監査を通して行政運営の公平性、公正性、透明性、効率性の向上に努める。そのため、監査項目及び着眼点に抵触するものについて指摘するだけでなく改善の方向を示す、全庁に共通する事務について業務プロセスの制度化やルールの改善の方向を示す、庁内からの相談に迅速、的確に対応するとともに、改善を支援しルールの浸透を図る、といった監査を充実させていく。

平成30年度に判明した職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反等の問題を受け、市は法令遵守を徹底し、適正かつ健全な労使関係を構築するとともに、閉鎖的な組織風土や人事・給与制度を改める取組を進めている。監査では再発防止策が有効に働いているかと、問題事項の発生の有無をチェックしていく。

## 1 財務定期監査

〔基本方針〕

地方自治法第 9 章財務の事務及び経営に係る事業の管理の中から監査を実施する。全局室区を原則として 3 年で一巡する。職務専念義務の免除申請手続き等から、給与・退職金の算定を確認していく。

### (1) 局別財務定期監査

実施時期・・・ 8 月～ 3 月 2 期に分けて実施する。

監査対象・・・ 次の局室区における主として平成 30 年度及び 31 年度の実査日まで執行した事務

< 第 1 期：8 月～ 12 月 >

保健福祉局 （ただし、高齢福祉部の介護保険課、介護指導課、国保年金医療課、及び障害福祉部を除く。）

こども家庭局 （保育所を除く）

< 第 2 期：8 月～ 3 月 >

行財政局 （税務部）

環境局

区役所 （保健福祉部、北神区役所の保健福祉課・こども家庭支援課、北須磨支所の保健福祉課（各区保健センターを含む。ただし、介護保険・障害福祉関係を除く。）

教育委員会事務局

(2) 事業所等財務定期監査

実施時期 …… 4月～7月

監査対象 …… 保育所，学校園における主として平成30年度執行の事務  
(こども家庭局，教育委員会事務局 …… 30か所)

## 2 工事定期監査及び出資団体工事監査

〔基本方針〕

工事に関する計画，設計，積算，施工並びに検査などが適正に行われているかについて，土木関係は2年周期，建築・設備関係は工事の多い局は1年，その他の局及び出資団体は2年周期で監査を実施する。

実施時期 …… 4月～3月 2期に分けて実施する。

監査対象 …… 次の対象局〔団体〕における契約金額250万円以上で，監査着手前1年間に工期のかかるもの(工事請負，製造請負及びその他請負による土木工事，建築工事，設備工事及び設備管理)

<第1期：4月～9月>

保健福祉局

環境局

都市局

建築住宅局

港湾局

水道局

交通局

(公財)こうべ市民福祉振興協会

(地独)神戸市民病院機構

<第2期：10月～3月>

行財政局

市民参画推進局

経済観光局

建設局(防災部，下水道部)

都市局

建築住宅局

教育委員会事務局

公立大学法人神戸市外国語大学

### 3 行政監査

〔基本方針〕

一般行政事務の執行につき、事務が適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性（3E）の基準を具体的に設定して監査を実施する。

実施時期 …… 8月～3月

監査テーマ …… 職員の職員団体等の活動における職務専念義務違反問題の再発防止のための取組について確認していく。

また、財務定期監査の対象外の局室区については、職務専念義務の免除申請手続き等から、給与・退職金の算定を確認していく。

監査対象 …… 監査テーマに関連する局室区を対象とする。

### 4 財政援助団体等監査

〔基本方針〕

市が財政援助を行っている団体等の主として平成30年度の事務執行を対象として監査を実施する。併せて、所管局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても、監査を実施する。概ね7年で一巡する。〈第1期：8月～12月，第2期：8月～3月〉

#### (1) 出資団体監査（事務）

〔基本方針〕

出資団体における出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、事業の運営が出資の目的に合致しているかについて、監査を実施する。

実施時期 …… 8月～3月

監査対象 …… 下記団体における主として平成30年度執行の出納その他の事務

（公財）神戸医療産業都市推進機構 （第2期）

（公財）計算科学振興財団 （第2期）

（一財）神戸みのりの公社 （第1期）

（公財）神戸市公園緑化協会 （第1期）

（公財）神戸市スポーツ教育協会 （第1期）

#### (2) 財政援助団体監査

〔基本方針〕

財政援助団体における当該財政援助に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているか、また、事業の運営が財政援助の目的に合致しているかについて、監査を実施する。

実施時期 …… 8月～3月

監査対象 . . . 下記団体における主として平成 30 年度執行の当該財政援助に係る出納その他の事務

- (公財) 神戸医療産業都市推進機構 (再掲) (第 2 期)
- (公財) 計算科学振興財団 (再掲) (第 2 期)
- (一財) 神戸みのりの公社 (再掲) (第 1 期)
- (公財) 神戸市公園緑化協会 (再掲) (第 1 期)
- (公財) 神戸市スポーツ教育協会 (再掲) (第 1 期)

(3) 公の施設の指定管理者監査

〔基本方針〕

公の施設の指定管理者における当該管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、管理業務が当該公の施設の設置目的を効果的に達成しているかについて、監査を実施する。

実施時期 . . . 8 月～ 3 月

監査対象 . . . 下記団体における主として平成 30 年度執行の当該管理業務に係る出納その他の事務

| 指 定 管 理 者  | 施 設 名                            | 実施時期    |
|--|----------------------------------|---------|
| (公財) 神戸医療産業都市推進機構                                  | ・神戸臨床研究情報センター                    | (第 2 期) |
| (一財) 神戸みのりの公社                                      | ・六甲山牧場<br>・海づり公園                 | (第 1 期) |
| (公財) 神戸市公園緑化協会                                     | ・神戸総合運動公園<br>・森林植物園              | (第 1 期) |
| 神戸市造園協会の会・(公財) 神戸市公園緑化協会グループ                       | ・相楽園                             | (第 1 期) |
| (公財) 神戸市公園緑化協会・神戸市造園協会の会グループ                       | ・離宮公園                            | (第 1 期) |
| (公財) 神戸市スポーツ教育協会・(公財) 神戸 Y M C A ・(株)アシックス共同企画     | ・北須磨文化センター                       | (第 1 期) |
| (公財) 神戸市スポーツ教育協会・(公財) 神戸 Y M C A ・アシックスジャパン(株)共同企画 | ・体育館(東灘, 須磨, 垂水, 西)              | (第 1 期) |
| (公財) 神戸市スポーツ教育協会・アシックスジャパン(株)共同企画                  | ・中央体育館                           | (第 1 期) |
| (公財) 神戸市スポーツ教育協会・(株)加藤商会・アシックスジャパン(株)共同企画          | ・王子スポーツセンター<br>・ポートアイランドスポーツセンター | (第 1 期) |
| (公財) 神戸市スポーツ教育協会・(株)神戸国際会館・アシックスジャパン(株)共同企画        | ・ポートアイランドホール                     | (第 1 期) |
| (公財) 神戸市スポーツ教育協会                                   | ・生涯学習支援センター                      | (第 1 期) |
| (NPO) こうべユースネット                                    | ・青少年会館                           | (第 1 期) |
| 神戸リゾートサービス(株)                                      | ・布引ハーブ園                          | (第 1 期) |

## 5 決算審査及び基金運用状況審査

〔基本方針〕

決算書及び決算附属書類が適正に作成されているかについて審査するとともに、予算の執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて審査する。なお、平成30年度決算に係る新地方公会計の統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）については、地方自治法が決算審査に求める決算関連書類に該当しないため、平成30年度決算審査の対象とはしない。数値の決算審査への活用を検討していく。

また、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、基金運用状況報告書等が適正に作成されているかについて審査するとともに、基金が目的に応じ適正かつ効率的に運用されているかについて審査する。

### (1) 公営企業会計決算等審査

実施時期 . . . 5月～8月

審査対象

下水道事業会計（下水道事業基金を含む。）

港湾事業会計

新都市整備事業会計

自動車事業会計

高速鉄道事業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

### (2) 一般会計決算等審査

実施時期 . . . 5月～8月

審査対象

一般会計

特別会計（12会計）

市場事業費

食肉センター事業費

国民健康保険事業費

農業共済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

駐車場事業費

農業集落排水事業費

市街地再開発事業費

市営住宅事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

公債費

### (3) 基金運用状況審査

実施時期 . . . 5月～8月

審査対象  
都市整備等基金

(4) 魚崎財産区決算審査

実施時期 . . . 7月～8月

## 6 健全化判断比率等審査

〔基本方針〕

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について，適正に算定されているかを審査する。

実施時期 . . . 5月～8月

## 7 例月出納検査

〔基本方針〕

会計管理者及び公営企業管理者の行う現金（預金，有価証券を含む）の出納事務が適正に行われているかを検査する。

実施時期 . . . 4月～3月の毎月

検査対象

会計管理者所管の現金出納事務  
交通事業管理者所管の現金出納事務  
水道事業管理者所管の現金出納事務

主な着眼点

会計諸帳簿の計数の確認  
預金証書等の保管，在高確認  
保有債券の増減確認

担当職員

第1課，第2課の職員